# 第1回千葉市行政不服審査会

**1 日** 時: 平成28年4月22日(金) 午後1時30分~

2 場 所:千葉市役所議会棟3階第4委員会室

### 3 出席者:

(1)審査会委員

宮武淳委員、木幡達雄委員

(2)事務局

志村総務局長、山元総務部長、久我政策法務課長、小柳政策法務課長補佐、吉岡政策法務課主查、金井政策法務課主任主事、土谷政策法務課主任主事、金澤政策法務課主任主事

### 4 議 事:

- (1) 会長及び副会長の選任
- (2) その他

### 5 議事の概要:

(1)会長及び副会長の選任 会長に宮武委員、副会長に木幡委員が選任された。

(2) その他

千葉市行政不服審査会運営要領を策定した。

#### 6 会議経過:

(久我政策法務課長) 時間となりましたので、ただいまから、第1回千葉市行政不服審 査会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日、進行を務めさせていただきます、政策法務課の久我でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、事前に委員の皆様にご案内しておりますとおり、公開の会議として 開催しておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴人の方にお願いいたします。お渡ししております傍聴要領に従いまして、傍聴されるようお願いいたします。

本日は、4月1日付で、委員をお願いいたしました皆様によります、初めての審査会で ございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

### (委員紹介)

なお、鶴尾和憲委員におかれましては、本日、所用のため欠席でございます。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。

### (事務局職員紹介)

ここで、志村総務局長より、ご挨拶申し上げます。

(志村総務局長) 改めまして、総務局長の志村でございます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。また、当審査会の委員をお引き受けいただきましたことを、心より感謝を申し上げます。

さて、行政不服審査法が50年ぶりの全面改正となりました。このことにより制度が審査請求に一本化され、また審理員制度や第三者機関の設置等、様々な新たな制度が入ってきておりまして、このようなことにより、より公平性が確保されることとなるわけでございます。

当審査会におきましては、第三者機関として、審査請求につきまして市の判断をチェックしていただくということで、より公平・公正な裁決の確保のためにこの審査会があるわけでございます。

どうか委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的な見地から、活発な意見交換、 また我々に対するご指導、ご鞭撻を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいた します。 (久我政策法務課長) この後、議事に入ることとなりますが、会長選任までの間、総務 部長が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします

(山元仮議長) それでは、私のほうで大変僭越でございますけれども、会長選任までの間、仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、定足数でございますが、本日は半数以上の委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市行政不服審査法施行条例第6条第2項の規定によりまして、本審査会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

### ◆議事(1) 会長及び副会長の選任

(山元仮議長) それでは、早速ではございますが、議事の(1)会長及び副会長の選任 でございます。

千葉市行政不服審査法施行条例第5条第2項の規定によりまして、委員の皆様の互選で 会長、副会長を選任していただくことになりますが、いかがでしょうか。

(木幡委員) では、宮武委員、お願いできますか。

(山元仮議長) 宮武委員を会長にというご意見がありましたが、いかがでしょうか。

(宮武委員) では、お受けさせていただきます。

(山元仮議長) ありがとうございます。

それでは、宮武委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、恐れ入りますが、会長席にご移動をお願いいたします。

これからの議事につきましては、宮武会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(宮武会長) 弁護士の宮武と申します。よろしくお願いします。

本日、新たに施行されました、行政不服審査法の外部委員という形の中で会長という職 を拝命しましたので、精一杯その職を全うしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、座って議事を進めます。

では、議事を進行させていただきますが、次に副会長の選任についてです。

本日は、鶴尾委員が欠席されておりますので、木幡委員にお願いしたいと思いますがい かがでしょうか。

(木幡委員) はい、お受けいたします。

(宮武会長) ご了解をいただいたということで、木幡委員に副会長をお願いしたいと思

います。

では副会長、ご挨拶をお願いします。

(木幡副会長) 改めまして、税理士の木幡でございます。

今ご指名いただきましたので、会長を助けて一生懸命やっていきたいと思います。どう ぞよろしくお願いいたします。

#### ◆ (2) その他

(宮武会長) 次に、議事(2)その他を議題としたいと思います。

まず、不服申立ての制度の仕組み、本市の体制等について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局の説明】

(久我政策法務課長) 説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料1、行政不服審査制度の概要をご覧ください。

最初に、1の審議体制です。これは、審査請求書が出されてから、裁決までの審議の流れについて図にしたものです。矢印の①ですが、審査請求人が審査庁の裁決部署に審査請求書を提出します。審査庁は、市の職員の中から②の審理員を指名いたしまして、審理員は、③の矢印のとおり処分を行った部署から弁明書を、審査請求人から反論書の提出を受けて審理をし、それを意見書にまとめまして、④のとおり裁決部署に提出します。

審理員の意見書を受けた裁決部署は、⑤のとおり審査会に諮問をさせていただき答申を 頂戴いたします。裁決部署は、この答申を踏まえまして、⑥により裁決を行うという流れ になります。

なお、裁決部署と審査会の事務局は、私ども政策法務課が担当をいたします。審理員に つきましては、後ほどご説明させていただきますが、庁内の職員の中から、事案ごとに指 名をいたします。

次に、2の千葉市行政不服審査会についてです。

審査会の組織運営につきましては、千葉市行政不服審査法施行条例に規定をしております。(2)の組織ですが、審査会の委員は5人以内、任期は2年としておりまして、委員は守秘義務を負います。(3)ですが、会長、副会長は互選によって定めます。(4)で

すが、会議は会長が招集し、会議開催には委員の過半数の出席を必要とします。審査会の 議事は、出席委員の過半数で決定をいたします。(5)ですが、専門の事項を調査させる ために、専門委員を置くことができます。

次に、3の行政不服審査会への諮問を要しない場合についてです。

審査請求のうち、行政不服審査会への諮問を要しない場合について行政不服審査法に規定されております。まず、(1)にございますように、審理員を指名しない場合です。下の※印にございますが、第三者機関である審査会への諮問は、審理員が行った審理の手続や判断をチェックするものとされておりますので、審理員による審理が行われない場合は、審査会への諮問は不要となっています。

なお、審理員を指名しない場合がどういう場合かということにつきましては、これも法 律に規定があり、行政委員会や附属機関などが審査庁となる場合となっております。

また、ページをめくっていただきまして、2ページの一番上の※印ですが、情報公開条例、個人情報保護条例に基づく処分等に対する審査請求につきましては、それぞれの条例におきまして審理員を指名しないということを定めており、審査会への諮問は行わないこととしております。これは、情報公開や個人情報保護につきましては、従来から情報公開審査会や個人情報保護審査会に諮問しており、同様の審査が行われていることから、このようになっております。行政不服審査法では、条例に「特別の定めがある場合は審理員を指名しないことができる」と定めております。

また、(2) (3) にございますが、処分や裁決の際に、行政委員会や附属機関に諮問する場合、(4) のとおり審査請求人が希望をしない場合、(6) (7) にありますように、審査請求を不適法として却下する場合、全部認容する場合は、審査会への諮問は行わないこととされております。

(5) をご覧ください。「審査会が諮問を要しないと認めた場合」も、審査会への諮問は行わないこととなっております。これにつきましては、今後、ご審議を積み重ねていただきながら、改めてご相談をさせていただきたいと思っております。

続きまして、4の審理員の指名基準についてです。

(1)から(5)までありますが、これは千葉市において審理員の指名基準を定めたものです。(1)にございますが、原則として、処分を行った局の中から、審査請求の対象となっている処分に関与しない者を指名することにしております。具体的には(2)にありますが、その処分を行った局や区内の主管課や筆頭課、これは局や部の組織の取りまと

めを行うような課ですが、こちらの管理職を指名することを基本としております。

また、(3)にございますが、本庁以外の区や事業所が処分を行った場合には、その処分の事務に係る本庁の本課の管理職を指名することとしております。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。審査会におきまして、委員の皆様にこのような審理員意見書を審議いただくこととなります。審理員は、処分庁からの弁明書、審査請求人からの反論書や関係資料を確認しまして、審査請求人等から申立てがあった場合には、口頭意見陳述等を行った上で、こちらのような意見書を作成します。この審理員意見書を審査会で皆様にご審議をいただくことになります。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

審査会での審議の結果につきましては、答申書という形でまとめていただくことになります。これは国から現時点で示されているものです。

答申の内容は、法律に、「公表する」ということが定められております。実際に案件が 出てきて答申にまとめていただく頃には、他の自治体等でも事例等が出てくると思います ので、もう少し形がイメージできるようなものを予めご覧いただけるようになるかと思っ ております。

続きまして、資料2をご覧ください。本市における不服申立ての状況についてです。

平成24年度から平成26年度までの3年間の状況をまとめております。法改正前の旧制度のもとでの件数ですが、処分を行った市に対する不服申立てである異議申立てと県知事や附属機関等に対して申し立てるような審査請求がありまして、いずれも年間25件程度、合わせて50件程度となっております。ご覧いただくとわかるように、税関係が非常に多くなっております。

旧制度で異議申立てであったもののうち、情報公開や個人情報に関するもの、また、却下案件等が諮問の対象外となってまいりますので、審査会に諮問をさせていただく案件は、 年間概ね10件から15件ぐらいになると考えております。

資料 3 をご覧ください。資料 3-1 と 3-2 がございますが、こちらは旧制度における 異議申立ての決定書の例です。資料 3-1 は保育所の施設利用不承諾決定に係るもの、資料 3-2 は固定資産税等に係る減免却下決定に関するもので、実際にあった案件で、個人情報はわからないようにしたものです。

今後、審査請求が出た場合は、最終的に市におきまして、このような形で裁決書を作成 することになります。 制度の概要等についての説明は以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

### 【意見交換等】

(宮武会長) ただいま、事務局から制度の概要等について説明がありましたが、質問等はございますか。

(なし)

(宮武会長) ないようですので、次に進みます。

次に、審査会の運営(案)について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局の説明】

(久我政策法務課長) 続きまして、資料の4をご覧ください。

行政不服審査会の運営について(案)です。

まず、1の「諮問について」です。審査庁は、審理員意見書と事件記録の写しを添えて、 審査会に諮問をさせていただきます。

次に、2の「審査会における調査審議について」です。審査会は、(1)にございますように、審査関係人に主張書面や資料の提出を求めたり、鑑定を行う等の調査権限を有しているとともに、(2)にございますように、審査関係人から申立てがあった場合には、口頭意見陳述を行う場合もございます。

次に、3の「行政不服審査会における審理スケジュールについて」です。一番下に※印がございますが、本市におきましては、審査請求を受けてから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を国の指針等に倣いまして6か月としており、審査会でご審議いただく期間を約2か月と考えております。事案によって異なってくるかとは思いますが、1回目に諮問をさせていただき、事件の論点を整理していただく、2回目に調査・審議のうえ、方針を決定していただく、3回目に答申の内容を決定していただく、というような形でお願いをできればと思っております。審査請求の状況によっては、1回の会議で複数の案件をご審議いただくような場合も生じてくるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、2ページをご覧ください。4の「会議の公開について」です。

参考ということで四角で囲っておりますけれども、千葉市におきましては、情報公開条 例第25条により、「附属機関の会議は原則公開とし、会議の審議内容が行政不服審査等 の事務に係るもので、公開することが適当でないと認められるときはこの限りでない」と しております。

この、「公開することが適当でないと認められる場合」につきましては、情報公開条例施行規則で、情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報、いわゆる不開示情報が含まれている場合として定めております。

さらに、2ページの下から3ページにございますけれども、情報公開条例第7条の「不開示情報」をこちらに記載してございます。この審査会で扱う審査請求の案件には、第2号の個人情報、第3号の法人等情報、第5号の審議・検討情報等が含まれてくるものと考えております。

そのため、本審査会の会議は「公開しない」ということとしたいと考えております。ただし、「非公開事由のいずれにも該当しない場合、又は審査請求人等が会議を公開することを希望し審査会が会議を公開する必要があると認める場合であって、公正かつ円滑な議事運営に支障がないと認められるときは会議を公開する」という形で進めさせていただきたいと考えております。

ページをめくっていただきまして、4ページをご覧ください。

真ん中ほどに、会議の公開に関する要綱の抜粋がございます。こちらをご覧ください。 「原則非公開の決定」とございまして、「会議が恒常的に非公開事由に該当する場合は、 会議において、以後の会議の全部を原則として非公開とする旨の決定を行うものとする」 とございますので、後ほど、このことにつきまして、決定をいただければと思っております。

続きまして、4ページの下にあります5の「議事録の確定について」です。

会議の公開に関する要綱におきまして、議事録の確定方法として、5ページに4つの議事録の確定方法が記載されております。議事録につきましては、事務局で案を作成し、まずは会議に出席した委員全員にご確認をお願いしたいと思います。委員の確認の結果を反映させたものにつきましては、最終的な確定を会長に一任いただければと思っております。つまり、(3)の「あらかじめ指名された委員等による承認」という方法で確定をさせていただければと思っております。

続きまして、資料5をご覧ください。

千葉市行政不服審査会運営要領(案)です。こちらは、ただいまご説明をさせていただいた審査会の運営方法につきまして、要領(案)の形でまとめさせていただいたものです。

2の「会議の公開」ですが、原則非公開、ただし書きで、公開する場合を定めております。

3の「議事録」の(2)ですが、議事録の確定方法としまして、会長が欠席の場合は副会長の承認を得て確定することとしております。(3)に議事要旨の公表とございますが、こちらにつきましては、会議の公開に関する要綱に定めている内容となっております。

また、4に「答申の内容の公表」とございますが、答申の内容については、法律で公表 することが定められております。

この要領(案)につきましては、委員のご了承を得られましたら、本日付けで制定、施行させていただければと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 【意見交換等】

(宮武会長) ありがとうございます。

今、事務局から審査会の運営(案)について説明がありましたが、まず、何か質問はありますか。

(なし)

(宮武会長) ないようですので、運営要領(案)の2の「会議の公開」、3の「議事録」について決めていきたいと思います。

初めに、会議の公開についてですが、原則非公開とすることについてはいかがでしょうか。

## (異議なし)

(宮武会長) 異議なしということですので、会議の公開については、原則非公開とした いと思います。

次に、議事録の確定についてですが、議事録は会長の承認を得て確定することとし、会 長が当該議事録の対象となる会議に出席しなかったときは、副会長の承認を得て確定する ことについてはいかがでしょうか。

#### (異議なし)

(宮武会長) 異議なしということですので、議事録は会長の承認を得て確定することと し、会長が当該議事録の対象となる会議に出席しなかったときは、副会長の承認を得て確 定することとしたいと思います。 それでは、千葉市行政不服審査会運営要領(案)のとおり確定をすることとし、同要領 を本日から施行することとしたいと存じますがいかがでしょうか。

(異議なし)

(宮武会長) 異議なしということですので、千葉市行政不服審査会運営要領を制定し、 本日から施行することといたします。その他ございますでしょうか。

(なし)

(宮武会長) 特にないようです。

その他、事務局から連絡はありますか。

(事務局) 今後の予定でございますが、現時点では審査案件は出ておりません。審査案件が出ましたらお知らせするとともに、会議の日程につきまして調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(宮武会長) その他ございませんか。

(なし)

(宮武会長) では、以上をもちまして、第1回千葉市行政不服審査会を終了いたします。

——了——